# 国民健康保険税 納税通知書の見方 1枚目【宛名】・・・「どなたの」「何年度分の」保険税か確認できます。

			年度	国民健康保険税	納税通知書	_	様式第2号	
Ē	記載された	年度の保険税に	ついての通	知です。		次のとおり国民健康保険税 ので通知いたします。	を(変更)決定しました	
1	列1.世帯主	記載例について】 上が国民健康保険 -郎 様 ・	に加入して 一世帯主の				新計算 OIQU-II 语言答	
1	(小巾 (小巾 —	-郎 様	一国保に加 一実際に国	に加入している場合 入していない世帯主の方の 民健康保険に加入している 場合は(小山 三郎 様な	る人の名前	記号番号	宛名コード	
			結城信用金庫	中央労働金庫 小山農業協同組合 みずほ ゆうちょ銀行 ジー)については納付書裏面をご覧くださ		普通徵収額 特別徵収額 合計額	円 円   円	
		コンビニエンスストア	サークルK サ セイコーマー	MK設置店 くらしハウス ココストア コクス スリーエイト スリーエフ 生活乳 ト セブンーイレブン デイリーヤマザキ トップ ヤマザキデイリーストアー ロー	彩家 セーブオン ファミリーマート	► 特別 徴 収 義 務 者 特別 徴 収 対 象 年 金		
		小山市役所・各出張所	4.7,7	177 (194717 217 2				
				あったった。	木県小山市	裏面もご覧下さ		

国民健康保険税が年金から差引きされる場合に記載しています。

「特別徴収義務者」→年金の支払元を記載しています。 「特別徴収対象年金」→差引きされる対象年金を記載して います。 「普通徴収額」→納付書で納める税額または口座振替される税額を 記載しています。

「特別徴収額」→年金から差引きされる税額を記載しています。 「合計額」→年税額を記載しています。

# 2枚目【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】・・・保険税の算定内容が確認できます。

		期日4月1日		分(変更記		大援金分 同	(変更前) 左		取得日) 分(変更 			ン ( い a 分 ( 変 <b>g</b> 		宛 名 二 支援金分 同		_	`護分()	変更後)
Ш	課税	所得金額		1 1		百	左							同	左			
Ш	固定	資産税額		1 1		同	左							同	左			
K	A P	千得割額		1 1														
Ш	B }	産割額		1 1														
П	C ±	9 等割額																
	D 4	平等割額																
	①基礎稅	類=A+B+C+D																
	軽	軽減割合(注1)																
	軽減額	E均等割額																
		F平等割額																
	G 限	度超過額																
n		類=()-E-F-G																
Ш		滅 免 額																
Ш		割増減額等			_													
		(=(2)−H+I														<u> </u>		
7	(参考)	特例対象者減額	(		)(			)(		_	)(			)(		)(		
	変更理由																	
		CHMIA DAVID	トナ組入	45年前、亚	学制につ	ロア L921	は今の軽減・	が商田され	ます。世	帯内に所	御不明の力	がいる畑	음. 保잎	と表示され	ます。 ※	变更理!	中は前百月	処面をご参照く

※2枚目【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】の詳細は「イ」・「ロ」・「ハ」に分割し次のページ以降に記載しています。

### 2枚目(1/3)【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】



国民健康保険税額(変更)決定内訳書																	
	※賦課期日4月1日	に計算	こ計算しています。 宛 名 コ ー ド														
•		医療分	分(変更前)	支援金	分(変更前)	介護	分(変更前)	医护	寮分(変∮	巨後)	支援金分	(変更後)	介語	分(変)	更後)		
	軽減判定総所得金額			同	左						同	左				<u> </u>	
- 1	課税所得金額			同	左						同	左	1			Ē	
	固定資産税額			同	左		1 1				同	左					
i	A所得割額									ī		1					
÷	B資産割額	1	1 1			1	1 1			ī				1			Т
-	C均等割額	1	I I		ı		1 1		Ī	I	i	i	i	ı			
÷	D平等割額	i			i		i		i			i	i	i			
	①基礎稅額=A+B+C+D				ı												

医療分→医療給付の費用として充てられます。

支援金分→後期高齢者医療保険を支援するためのものです。

介護分→40歳~64歳までの方が該当になります。

(変更前)の欄は、賦課期日 [4月1日] に国民健康保険に加入されている方(世帯主を含む)の所得等を記載しています。

当該年度初めて届く通知は、「変更前」をOと記載しています。

「**軽減判定総所得金額**」→世帯主(国民健康保険以外の保険に加入している方も含む)と国民健康保険加入者の全ての所得金額の合計額。

「課税所得金額」→各被保険者の「総所得金額等-33万円」の合計額。この金額をもとに所得割額を計算します。

「固定資産税額」→該当年度の固定資産税額の合計額(都市計画税は除く)。この金額をもとに資産割額を計算します。

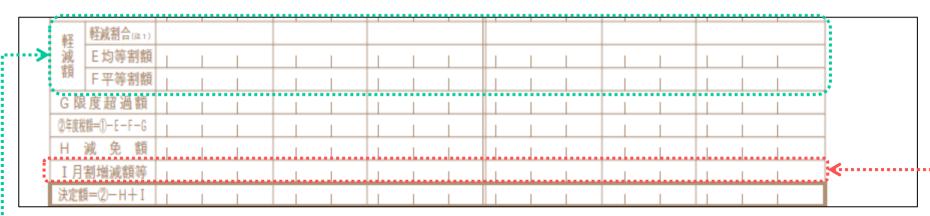
「A 所得割額」→加入者の前年の所得金額に応じて計算します。

「B 資産税額」→加入者の該当年度の固定資産税額に応じて計算します。

「C 均等割額」→加入者の人数に応じて計算します。

「D 平等割額」→1世帯当たりに決められた額が課税されます。

## 2枚目(2/3)【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】



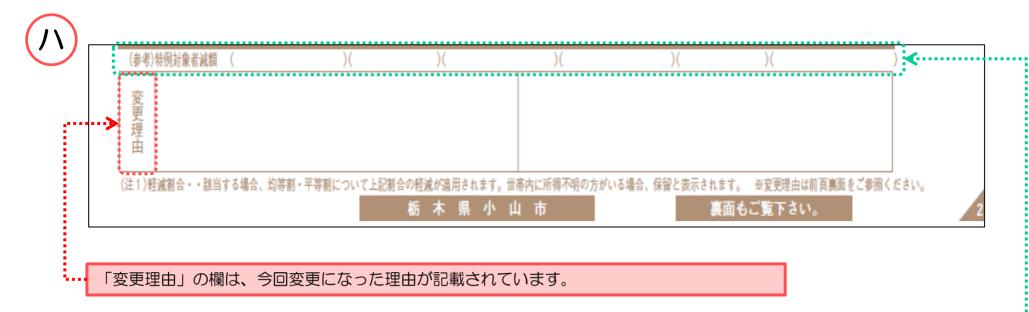
賦課期日(4月1日)時点の世帯構成およびその世帯の総所得に応じて、均等割・平等割に対して軽減を行っています。「軽減割合」→軽減が適用されている方には[7割・5割・2割]いずれかの軽減割合を記載しています。世帯内に所得不明の方がいる場合、[保留]と記載しています。

※所得不明の方がいる場合、軽減の判定が正しくできませんので、収入のない方でも所得の申告をお願いいたします。 「E 均等割額」→軽減となる均等割額が記載されています。

「F 平等割額」→軽減となる平等割額が記載されています。

- 「1月割増減額等」の欄は、①または②、もしくは①と②の両方の内容が記載されています。
- ①月割で計算した減額金額
- ②賦課期日「4月1日」にいない被保険者の月割計算した増額金額

# 2枚目(3/3)【国民健康保険税額(変更)決定内訳書】



「(参考)特例対象者減額」→非自発的失業(倒産・解雇・雇い止めなどでの離職)で軽減された金額を記載しています。 ※軽減を受けるには申請が必要です。

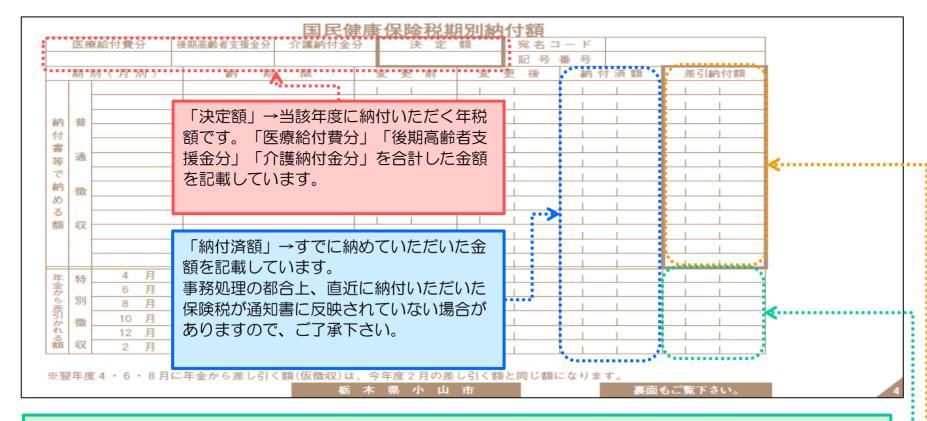
# 3枚目【被保険者別課税対象月一覧】・・・「どなたが」「いつ」加入していたかが確認できます。



国民健康保険税が算定される月は、「\*」を記載しています。 40歳から64歳までの方は、介護分が算定されます。介護分が算定される月は「\*」を記載しています。

非自発的失業(倒産・解雇・雇い止めなどでの離職)で軽減対象となる月は「R」を記載しています。

#### 4枚目【国民健康保険税期別納付額】・・・保険税の納付方法・時期(期限)が確認できます。



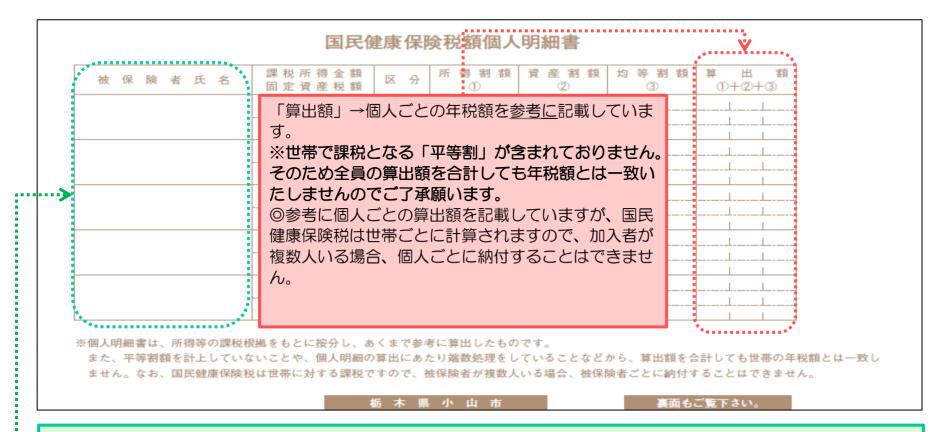
「特別徴収の差引納付額」→年金支給月ごとに差引きされる税額を記載しています。

※翌年度の4月・6月・8月(仮徴収期)に年金から差引く金額は今年度2月に年金から差引く金額と同じ額となります。

「普通徴収の差引納付額」→納期ごとに納付書で納める税額または口座振替される税額を記載しています。

※口座振替の方は納期限の日に保険税が引き落としとなります。

### 5枚目【国民健康保険税額個人明細書】・・・参考として個人ごとの課税の内訳が確認できます。



「被保険者氏名」→世帯主・または擬制世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主)・被保険者・旧国保対象者(後期高齢者医療保険に加入され、国民健康保険税の軽減判定の対象になる方)の方が記載されます。 世帯主が国民健康保険以外の保険に加入している(擬制世帯主)場合は、下記のように表示されます。

(擬制世帯主) 小山 一郎